

**令和 8 年度いばらきグローバルビジネス推進事業
(常陸牛プロモーション (米国中部)) 業務委託仕様書**

1 目的

米国沿岸部では和牛市場が一定程度形成されている一方、中部地域は市場の成長余地が大きく、常陸牛の新たな販路開拓が期待できる地域である。

なかでも、テキサス州は、人口増加や経済成長が続いているほか、古くから食肉文化が根づく地域であることから、特に和牛の需要拡大が期待される。

そのため、当該地域において常陸牛のプロモーション等の取組を行うことで、常陸牛の更なる需要創出および流通拡大を図るほか、常陸牛と併せて他の県産品を PR することで、県産品全体の認知向上を図る。

2 委託業務名

令和 8 年度いばらきグローバルビジネス推進事業 (常陸牛プロモーション (米国中部))
業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 現地プロモーション等の実施

現地の飲食関連業界団体等と連携した常陸牛のプロモーションイベント等の開催や、その後の継続的な営業活動等を通じて、現地における常陸牛等の販路拡大を図る。

① プロモーションイベントの実施

現地の飲食関連業界団体等と連携し、現地シェフやその他関連事業者等を対象とした常陸牛等のプロモーションイベントを実施する。

なお、招待者については、同団体等からの推薦をもとに、県と協議の上選定する。

また、実施時期や場所等の詳細については、その都度、県と協議の上決定する。

② 県内事業者等による現地飲食店訪問及び提案会の調整

県内事業者等が現地飲食店等を訪問し、直接商品の提案を行う機会を設ける。

なお、時期や訪問先、その他詳細については、その都度、県と協議の上決定する。

③ フォローアップ営業の実施

プロモーションイベントの参加者及び県内事業者等が訪問した現地飲食店等に対し、継続的なフォローアップ営業を実施し、常陸牛をはじめとする県産品の取引開始及び取引拡大に向けた支援を行う。

また、営業活動の実施状況、商談の進捗状況、相手方の意向、今後の課題及び対応方針等について、県に報告する。

④ 対象経費

必要な対象経費は以下のとおりとする。

- ア プロモーション等の実施に係る経費
(サンプル費、会場代、広報費、企画運営費、輸送費、通信運搬費、借用費、関税、人件費、旅費、謝礼、消耗品費等)
 - イ プロモーション等に関連する広報用資材の作成に係る経費
(外注費、通信運搬費、借用費、人件費、旅費、消耗品費等)
 - ウ その他、効果的な事業実施のために必要な経費
 - エ 管理運営費 (人件費、旅費、事務費等)
- (2) 実施状況の報告
県の求めに応じ、適宜事業の進捗状況等を報告すること。
- (3) 委託業務実績報告書の作成
業務完了後、委託業務実績報告書(上記事業を記録した写真等を含む。)を1部提出すること。
- ア 提出期限
業務完了後 30 日以内又は令和 8 年 11 月 30 日のいずれか早い日までに提出すること。
 - イ 提出方法
原則として、様式は任意とするが、県との協議により決定すること。なお、紙媒体又は電子媒体を提出すること。
- 5 留意事項
- (1) 本業務の専任者は、日本語で打合せができること。また、現地の飲食関連の業界団体等との連携や、飲食店等との綿密な連絡調整が可能であること。
 - (2) 本業務の実施にあたっては、事前に県と十分な協議を行うこと。また、企画提案の内容を遵守し、委託期間中も進捗状況及び今後の進め方等を逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。
 - (3) 本業務において、著作権、肖像権、個人情報等の取扱いには十分注意すること。
 - (4) 本業務において、使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- 6 その他
- (1) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。ただし、両者の協議で決定ができない場合には、受託者は指示にしたがうこととする。
 - (2) 本仕様書は、県と受託者が協議の上、必要に応じて改正することができる。